

第2次 小郡市人権教育・啓発基本計画

2017（平成29）年3月

福岡県小郡市

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権とは、社会において幸せな生活を営むために必要な、人として当然に持っている固有の権利とすることができます。

本市においては、「小郡市人権・同和教育基本方針」や「人権教育のための国連10年小郡市行動計画」を踏まえ、2007(平成19)年10月に人権教育・啓発の新たな指針として「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、これまで人権教育・啓発に取り組んできました。

この間、市民の皆様のご協力により、人権問題への正しい理解と認識が深められてきています。

しかしながら、依然として、同和教育問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など様々な人権問題が存在し、すべての人々の人権が保障されているとは言えません。

また、国際化、情報化の進展などにより、インターネット上での差別書き込みやヘイトスピーチなど、新たな人権問題も生じてきています。

このため、今後においても、一層、効果的な人権教育・啓発を推進していく必要があります。「小郡市人権教育・啓発基本計画」の策定から10年が経過することから、基本理念や方向性は踏襲しつつ、この10年の社会情勢の変化に対応した「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定いたしました。

今後は、この基本計画に基づき、市民の皆様をはじめ各種団体などと一緒に、「すべての市民の人権が尊重されるまち小郡市」の構築に向けて引き続き取り組んでまいります。

皆様方の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

2017(平成29)年3月

小郡市長

平安正知

目 次

第1章 基本計画の策定と背景	1
1. 基本計画の策定にあたって	1
(1) 基本計画策定の趣旨	1
(2) 基本計画の基本理念	1
(3) 基本計画の基本目標	1
(4) 基本計画の性格	1
(5) 基本計画の期間	2
2. 基本計画策定の背景	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国・県の動向	2
(3) 小郡市における取り組み	3
第2章 各分野別施策の推進	5
1. 同和問題の解決の実現に向けて	5
2. 男女共同参画社会の実現に向けて	8
3. 子どもの人権保障の実現に向けて	10
4. 高齢者の人権尊重の実現に向けて	13
5. 障害のある人の自立と社会参画の実現に向けて	15
6. 外国人の人権保障の実現に向けて	18
7. 様々な差別解消の実現に向けて	20
8. インターネットを使用した人権侵害の解消について	22
第3章 人権教育・啓発推進の基本方策	24
1. 人権が尊重される社会の形成	24
2. あらゆる場における人権教育・啓発の推進	24
(1) 乳幼児教育機関における人権教育	24
(2) 学校における人権教育	25
(3) 家庭における人権教育・啓発	26
(4) 地域における人権教育・啓発	26
(5) 企業における人権教育・啓発	27
3. 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	27
(1) 市職員	27
(2) 教職員	27

(3) 福祉関係者	28
(4) 医療関係者	28
(5) マスメディア関係者	28
(6) その他の特定職業従事者	28
4. 人権教育・啓発の効果的推進	28
(1) 人材の育成	29
(2) 教材等の開発・整備	29
(3) 学習プログラムの開発	30
(4) 啓発内容・手法の充実	30
(5) 情報提供の充実・強化	30
(6) 施設の機能の充実	31
第4章 基本計画の推進にあたって	32
1. 全庁的推進	32
2. 国・県及び関係団体等との連携	32
3. 基本計画等の点検・評価・見直し	32

資料

(1) 世界人権宣言	34
(2) 日本国憲法	38
(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	41
(4) 部落差別の解消の推進に関する法律	43
(5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	45
(6) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律	48
(7) 小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例	50
(8) 小郡市人権・同和教育基本方針	52

第1章 基本計画の策定と背景

1. 基本計画の策定にあたって

(1) 基本計画策定の趣旨

第2次小郡市人権教育・啓発基本計画（以下「基本計画」という。）は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000〈平成12〉年施行）」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものです。

一日も早く同和問題をはじめとするあらゆる人権問題をなくし、市民一人ひとりの人権が保障される人権のまちづくりを推進するためには、市民と行政が協働し、広く市民・団体等が主体的に取り組むことが必要です。

そのため、この基本計画は「部落差別の解消の推進に関する法律（2016〈平成28〉年施行）」（以下「部落差別解消推進法」という。）や「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例（1995〈平成7〉年施行）」等の人権に関する法令の理念も踏まえ、人権教育・啓発に関する目標と課題を明らかにし、市民と行政が一体となって効果的に人権のまちづくりを推進するための施策の展開方向を示すものです。

(2) 基本計画の基本理念

この基本計画は、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決にむけて、教育・啓発を通して市民一人ひとりが生き生きと活躍して喜びも責任も分かち合うことのできる人権のまちづくりを進めることを基本理念とします。

(3) 基本計画の基本目標

この基本計画は、人権を守り育てる個人を育むこと、また、そうした個人を育むことのできる地域社会「人権のまち・小郡」を創造することを基本目標とします。

(4) 基本計画の性格

ア. この基本計画は、「第5次小郡市総合振興計画後期基本計画（2016〈平成28〉年策定）」（以下「総合振興計画」という。）及び既存の各個別計画における人権のまちづくりの精神を明確にするものです。このため基本計画は、総合振興計画及び各個別計画と整合性を保ちながら、一体的に推進していきます。

イ. この基本計画は、「人権教育のための国連10年小郡市行動計画」など、同和問題をはじめ女性や障害のある人、外国人等に対する差別をなくすための諸施策の成果を継承・発展させるためのものです。

ウ. この基本計画は、「人権としての教育（教育権の保障）」、「人権についての教育（教育内容）」、「人権を通じての教育（教育方法）」、「人権のための教育（教育目標）」の人権教育の4つの側面を踏まえ全庁的に推進していくものです。

(5) 基本計画の期間

2007(平成19)年度策定の「小郡市人権教育・啓発基本計画」では、2016(平成28)年度を目標年次に計画を推進してきました。この基本計画では、2017(平成29)年度を初年度に、2026(平成38)年度を目標年次としますが、社会情勢の変化等を勘案し、今後も必要に応じて見直しを図りながら継続して取り組んでいきます。

2. 基本計画策定の背景

(1) 国際的な動向

国際連合(以下「国連」という。)において1948(昭和23)年に採択された世界人権宣言には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と謳われています。

その後国連では、この基本的精神を具体化する国際人権規約や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(1965〈昭和40〉年採択)」、(以下「人種差別撤廃条約」という。),「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979〈昭和54〉年採択)」、(以下「女子差別撤廃条約」という。),「児童の権利に関する条約(1989〈平成元〉年採択)」、(以下「子どもの権利条約」という。),「障害者の権利に関する条約(2006〈平成18〉年採択)」、(以下「障害者権利条約」という。)などを通じて国際的な人権保障の確立に努めてきました。

そして、世界人権宣言の意義を再確認し、それを一層推進させるものとして、1995(平成7)年から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決められ、行動計画に基づく取り組みが行われました。現在においても、その趣旨を踏まえ、各国で取り組みが進められています。

(2) 国・県の動向

我が国においては、日本国憲法において「基本的人権の尊重」が、「平和主義」と「国民主権」に並ぶ三大基本理念として掲げられました。これにより、国はこの理念を堅持するとともに、具体化するための諸施策を推進することになりました。

こうしたなか、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向け、1961(昭和36)年に同和対策審議会が設置され、1965(昭和40)年にその審議会から答申が出され、この答申を受け、1969(昭和44)年、「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

その後、様々な人権問題の解決に向け、「障害者基本法(1993〈平成5〉年、2011〈平成23〉年改正)」、「アイヌ文化振興法(1997〈平成9〉年)」、「男女共同参画社会基本法(1999〈平成11〉年)」など徐々に法が整備されてきました。

こうした動きとあわせ、国連における人権教育のための国連10年宣言を受け、国は、1997(平成9)年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、1996（平成8）年の地域改善対策協議会の意見具申は、「世界平和を願う我が国が、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務であり、まずは国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することが国際的な責務である。」との基本認識を示しました。

このような経緯から、国は1996（平成8）年に「人権擁護施策推進法」を制定した後、2000（平成12）年制定の「人権教育・啓発推進法」に基づき、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。この計画は、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害が今なお存在し、社会情勢に伴って人権に関する新たな課題も生じてきていることを踏まえ、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等への差別をなくすことが重要課題として位置づけられています。

また、近年では、2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」が、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ対策法」という。）、「部落差別解消推進法」等の法律が施行されるなど、人権問題の解決に向け法整備が進んできています。

しかし、同和対策審議会答申で求められている「差別に対する法的規制」や、地域改善対策協議会の意見具申で求められている「人権侵害救済制度」については、未整備のままであり、今後の大きな課題となっています。

福岡県においては、国の行動計画を受け、1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定しました。

この計画の中で「人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きく、これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、自主的な取組を展開することを期待する」として市町村をはじめとした各団体での取り組みを呼びかけています。

(3)小郡市における取り組み

本市は、1975（昭和50）年に、同和教育の方向性を示す「小郡市同和教育基本方針」（小郡市人権・同和教育基本方針（2003〈平成15〉年改正））を策定しました。その方針の下、社会教育・学校教育等の中で同和教育を推進してきました。

1995（平成7）年には、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図るために、「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定しました。

1999（平成11）年には、「人権教育のための国連10年小郡市行動計画」を策定、さらに翌年に実施計画を策定し「人権という普遍的文化」を構築するという目標を掲げ、市民の協力のもと人権のまちづくりに取り組んできました。

2007（平成19）年には「人権教育・啓発推進法」に基づき、本市でも「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定しました。この計画では、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、

H I V感染者等の病者、被爆者などへの差別をなくすことを重要課題とし、取り組みを進めています。

また、こうした人権課題に関係して本市では、「小郡市国際化プラン（2000〈平成12〉年）」、「小郡市障害者計画（2009〈平成21〉年）」、「第2次小郡市男女共同参画計画（2014〈平成26〉年）」、「小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2015〈平成27〉年）」、「第4期小郡市障害福祉計画（2015〈平成27〉年）」、「小郡市地域福祉計画（2015〈平成27〉年）」、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（2015〈平成27〉年）」といった計画を定め、個別に人権問題の解決を図っています。

こうした状況の中、2012（平成24）年に「小郡市人権・同和問題市民意識調査」を実施し、2014（平成26）年には生活実態等調査を実施しましたが、部落差別をはじめとする様々な差別が未だ本市に残されていることが明らかになりました。差別に対しては、「差別をしない」だけではなく「差別をなくす」態度を培うような市民の意識高揚が必要です。

こうした現状や、国際化・情報化等の社会情勢の変化を踏まえ、新たに近年発生してきている「インターネットを使用した人権侵害」の項目を加えたこの基本計画を策定し、市民と市が協働して一人ひとりが「差別をなくす」市民に変わり、差別のない小郡市を築いていくために、その推進を図っていきます。

第2章 各分野別施策の推進

1. 同和問題の解決の実現に向けて

■現状と課題

同和問題は我が国固有の人権問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権が完全に保証されていないという最も深刻にして重大な社会問題です。

この同和問題の解決に向けては、1965（昭和40）年に「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とした同和对策審議会答申が出され、それを踏まえて1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、2002（平成14）年3月末まで様々な特別対策事業が実施されました。

1996（平成8）年には、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではない」とした地域改善対策協議会による意見具申がなされ、それを踏まえ、2000（平成12）年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、同和問題をはじめ様々な人権問題についての教育・啓発の取り組みが進められています。また、2016（平成28）年には、「部落差別解消推進法」が施行され、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現するため、国および地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育及び啓発の実施、部落差別の実態に係る調査等の実施について定められました。

本市においては、1995（平成7）年に同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目的として「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定しています。また、「人権教育・啓発推進法」が制定されたことを受け、1975（昭和50）年に策定された「小郡市同和教育基本方針」を、法の趣旨と本市における同和教育の現状と課題に基づき、2003（平成15）年に「小郡市人権・同和教育基本方針」として改正しました。そこでは、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に取り組み、社会教育や学校教育などにおいて、すべての人々の基本的人権を尊重していくための人権・同和教育を再構築することとしています。

こうした状況を踏まえて、本市では同和問題の解決を市政の最重要課題と位置づけ、これまで大きく三つの取り組みを進めてきました。

一つには、特別対策事業に則った同和地区を中心とする生活環境改善の取り組みです。必要に応じて同和地区の実態調査などを実施しながら長期計画を策定し、総合的に取り組んできました。

二つには、同和地区児童生徒の進路・学力保障及び家庭・地域の教育力の向上の取り組みです。これまで地区児童生徒を対象に質問教室を実施してきましたが、2008（平成20）年からはその成果と課題を踏まえて、対象を市内公立小・中学校に通うすべての子どもたちに拡大した「学び場支援事業」を実施しています。子どもの教育権を保障する観点から、生きる力としての「基礎基本の力」と「自学自習の力」をつけることを目的として、保護者啓発も実施しながら進めています。さらに、地域の大人が子どもたちを見守るスタッフとして関わり、人権のまちづくりの取り組みにもなっています。

三つには、市民の同和地区に対する差別意識を変革し、同和問題解決に向けた科学的な認識を高

めていくための教育・啓発の取り組みです。市民啓発では同和問題市民講演会をはじめ、人権センター公開講座、七夕人権考座などの講演会や、「差別をなくすために」、「よあけ」などの啓発冊子等による啓発と併せて、小学校区単位での「校区人権問題啓発推進委員会」や中学校区単位での「人権のまちづくり」推進連絡会を組織して、地域住民主体の市民啓発を実施しています。学校教育においては、2014（平成26）年に「部落問題学習カリキュラム検討委員会」を立ち上げ、小学6年生の部落問題学習について市内で統一したカリキュラムを作成し、実施・検証しています。

このように、これまで様々な取り組みを実施することにより、同和地区の生活環境改善をはじめとする物的な基盤整備については、一定の成果をあげることができています。しかし一方で、未だ根強い差別意識が存在している中、住民票等の不正取得による差別身元調査や同和地区を避けるための土地調査が行われたり、インターネット上での差別を助長する情報が氾濫したりしているなど、悪質な人権侵害事象が発生しており、結婚や就労、教育等の分野を中心に依然として厳しい課題が多く残されています。

2012（平成24）年に実施した「小郡市人権・同和問題市民意識調査」では、同和問題の解決のために「差別をしないようにする」、「差別をなくす努力をする」と回答した市民が81.7%を占めています。このことは、差別が当たり前だった以前の状態を脱しようとしており、「差別は許されない」という考え方が市民の間に広がってきたことを示しています。

しかし、同和問題の解決は、「自分とは関係ない」と考える人がまだ54.0%おり、差別をどのようになくすかということになると、自分が「差別をしないようにする」が70.1%を占めており、差別解消に向けた積極的姿勢である「差別をなくす努力をする」と答えた市民は11.6%にとどまっています。また、同和問題の解決に重要なものとして、「人権教育で正しい知識を教える」を挙げた人が50.7%、「市民一人ひとりが差別や人権について積極的に学ぶ」が32.9%いる一方で、「そっとしておく方がよい」と考える人が29.2%、「何をしても解決は難しい」は11.8%います。さらに、同和問題についての講演会や研修会に参加したことのない市民が約4割、開催自体を知らない市民も4割近く存在しています。

また、2014（平成26）年に実施した生活実態等調査では、下水道整備などによる住環境の整備や高校進学率の向上、失業率の低下など、これまでの同和对策事業の取り組みの成果が現れた反面、非正規雇用の増加やそれに伴う年収の伸び悩み、高校中退率の増加、情報格差の存在など、同和地区の各世帯における個別具体的な課題が明らかになっています。

同和問題は、同和对策審議会答申でも指摘されたように、人々の観念や意識のうちに潜在する「心理的差別」と生活実態に具現される「実態的差別」が相互に因果関係を保って差別を再生産する側面があり、差別の解消のためには、教育・啓発の取り組みとともに、生活環境・就学・就労などの実態を改善するための取り組みが必要です。今後は、これらの調査結果で提起された市民の意識や地区の実態などの課題をもとに、より効果的な施策を行政総体として展開していかなければなりません。

また、情報化の進展に伴って、インターネットを悪用した新たな形態の人権侵害も発生しており、そうした差別事象を未然に防止するとともに、人権侵害が発生した際に的確に救済・擁護を図るための「人権侵害救済制度」の早期確立に向けて、関係機関と連携しながら取り組みを進めていく必要があります。

■施策の方向性

項目	内容
個人情報の保護	個人情報の保護
部落差別事象への対応	実態の把握
	相談体制の充実
	啓発活動の充実
	審議会等の開催
	人権侵害救済制度の早期確立に向けた取り組み
人権教育・啓発の推進	乳幼児教育機関における人権・同和保育（教育）の推進
	学校における人権・同和教育の推進
	生涯学習の場における人権・同和教育の推進
	企業における人権・同和教育の推進
同和地区内に対する取り組み	自立支援の取り組み
	就労支援の取り組み
	教育の充実
	産業の充実
	福祉の充実
	環境改善の取り組み

2. 男女共同参画社会の実現に向けて

■現状と課題

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、あらゆる差別をなくし、真に人権が確立された社会を形成していくうえで重要な課題です。国連の「女子差別撤廃条約」以降、国内でも1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、性別による差別を解消すべく様々な法整備がなされています。しかし、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって固定的に役割を分担する意識（性別役割分担意識）や、それに基づく社会制度や慣行が今も多く残っており、性別による差別や偏見が、男女を問わず一人ひとりの自立した人間として個性と能力が尊重される男女共同参画の推進を妨げていることも事実です。

本市の2012（平成24）年の「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」においても、経年的な意識の変化は見られるものの、依然として「固定的な性別役割分担意識」が残っていることが明らかになりました。2005（平成17）年の調査と比較すると、男女の地位の平等感や、若干後退している分野もあるなど、「男性の方が（どちらかという）優遇されている」と感じる人が多い結果となっています。

本市では、2000（平成12）年に男女共同参画社会の実現に向けて、市長を本部長とした男女共同参画推進本部を設置して、全庁体制で男女共同参画の推進に取り組んできました。また、「小郡市男女共同参画計画」を2004（平成16）年に策定し、総合的、計画的に男女共同参画を推進してきました。2014（平成26）年には、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる計画として「第2次小郡市男女共同参画計画」を策定し取り組みを進めており、今後も社会情勢の変化等に対応しながら継続的に取り組みを進めていく必要があります。さらに、男女共同参画を率先して推進していく立場にある職員の一人ひとりが、社会的につくられた性別に敏感な視点を持ち、市の様々な業務の遂行に際して、人権尊重の視点とともに男女共同参画の視点を入れていく必要があります。

市民とともに男女共同参画を推進することは極めて重要です。2001（平成13）年に設置した男女共同参画社会推進審議会は、学識経験者や市内の関係団体の代表とともに市民公募により選出された委員で構成しており、審議の過程では、市民からの意見を募集するなど積極的に市民の意見を取り入れながら進めています。また、2008（平成20）年に「小郡市男女共同参画推進条例」を施行し、市民と協働して、将来に向かって男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる男女共同参画社会の実現をめざし、市民とともに様々な施策に取り組んでいます。

学校教育では、男女共同参画の視点に立った教育活動を推進していくとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を推進していくことが求められています。

また、民間・高等教育機関が相互に連携を図り、男女共同参画の視点に立った各団体・グループの学習を支援するなど、市民の様々な学習需要に対応した生涯学習の充実が必要です。

就業の場では、「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」などの改正により、女性の労働環境には一定の改善は見られますが、賃金格差や昇進昇格の格差などが現存しており、結婚や妊娠、出産により仕事か家庭かの二者択一をせまられる女性も多くいます。

女性の社会参画を進めるためには、男女が安心して働き、家庭や地域のことも共に担えるよう、女性だけでなく男性の就業環境の整備と就業条件の改善を図ることが必要です。事業主に対しても、法や制度を周知しなければなりません。

管理職など政策や方針を決定する地位にある女性の割合は、先進諸国と比べると低く、女性登用の促進を図る必要があります。市の審議会委員の女性の割合は、この10年で10%程度増加しましたが、2016（平成28）年4月1日現在で32.8%と未だ少ないのが現状です。女性があらゆる場面で政策・方針決定に参画するためには、女性の能力の適正な評価とともに女性の能力の開発支援をすすめていかなくてはなりません。

ドメスティック・バイオレンス^{*1}やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント^{*2}をはじめとする暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」などの法が整備、改正されたことにより、これらの行為は暴力であるとの認識が広がっています。ドメスティック・バイオレンスは、法律ができてから相談件数は全国的にも増加しているものの、被害は未だ潜在化しているのが現状です。被害者は、多くの場合女性であり、女性に対する暴力根絶のために、あらゆる暴力を許さない社会の意識を醸成するとともに、暴力の防止と被害者の救済措置を講じ、被害者の相談しやすい体制の確立が必要です。

■施策の方向性

項目	内容
男女共同参画のための意識づくり	男女共同参画社会に向けての意識啓発
	男女共同参画教育の推進
	男女共同参画に関する社会教育の推進
	国際的視野のもとでの男女共同参画の推進
男女の人権が尊重される社会づくり	人権の尊重
	女性に対する暴力の排除と被害者の保護
ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり	男女共同参画の視点に立った労働環境の整備
	ともに支え合う子育て・介護の実現
	多様な家族への支援
ともに健康で安心して暮らせる環境づくり	生涯を通じた健康支援
	高齢者・障害者の社会参加への支援
ともに参画するまちづくり	女性の参画・登用の推進
推進体制の整備	推進体制の整備
	市民と協働して進めるまちづくり

*1 ドメスティック・バイオレンス…配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

*2 マタニティ・ハラスメント…妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とした解雇、不利益な異動、減給、降格などの不当な取扱いや精神的・肉体的な嫌がらせ。

3. 子どもの人権保障の実現に向けて

■現状と課題

子どもは誰しも本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探求心・冒険心を持ち、自ら健全に成長していく力を秘めた存在です。また、社会全体の人々にとって未来への希望であり、生きる励みとなる存在でもあり、心身の健やかな成長は変わることのない願いです。

子どもの人権については、1989(平成元)年に国連総会において、子どもの人権を世界規模で守っていこうとする「子どもの権利条約」が採択され、我が国も1994(平成6)年に批准しました。そこでは「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生存と発達の権利」、「子どもの意見の尊重と参加する権利」が、子どもの権利を保障するうえでの一般原則とされています。

2016(平成28)年には児童福祉法が改正され、子どもの権利条約の理念にのっとり、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが明確化されました。

本市では、2003(平成15)年の「次世代育成支援対策推進法」を受け、2005(平成17)年に「次世代育成支援地域行動計画」、2015(平成27)年に「小郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの権利の尊重を定めています。今後も、条約の精神や法の理念に沿って、子どもたちの人権保障の推進に向けて啓発していく必要があります。

そのためには、おとなが「子どもの権利条約」の理念や精神を率先して学び、子どもの人格の尊重とその個性が大切にされ、心豊かになるような人権文化を充実させるように努めることが必要です。そして、子どもたちの間で起こっている様々な問題を、子どもたちだけの問題としてとらえるのではなく、おとなに対する訴えやおとな社会の反映として捉える必要があります。また、命の大切さや人権意識の高揚を図る教育・啓発活動を推進していくことも不可欠です。

しかしながら、社会のめまぐるしい変化の中で、子どもを取り巻く状況には多くの課題があります。不登校や保健室登校の子どもたちは増加しており、家庭で起こる児童虐待や育児放棄についても、子どもにとっては最も深刻な人権侵害の一つであるにもかかわらず、増加する傾向がみられます。「いじめ」については、今日においても後を絶たず、深刻化しており、全国では自死(自殺)にまで追いつめられるケースも起こっています。さらに、携帯電話やSNS^{*3}の普及にともない、ネットいじめ等、その実態が見えにくくなってきています。

2012(平成24)年に実施した「小郡市人権・同和問題市民意識調査」においても、子どもの人権に関して問題があることについて、「子ども同士で仲間外れや身体的・心理的な攻撃、いじめを行うこと」、「保護者などが身体的、心理的、性的に虐待すること」、「子どもの虐待やいじめに気付いていても、見て見ぬふりをする事」の回答がそれぞれ7割を超えており、いじめや虐待をはじめとした子どもの人権侵害について、市民の意識が高まってきていることを示しています。

子どもたちの訴えを見逃さず、人権に関する課題の解決を図るためには、子どもたち一人ひとりの生活にかかわっての深い認識のもとに、家庭・地域が手をつなぎ、「人権文化の創造」に努めることが肝要です。特に、発見が難しいとされる虐待や育児放棄から子どもたちを守るため、本市では

*3 SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、利用登録された者同士がインターネット上で交流できるサービス。

「小郡市要保護児童対策地域協議会」を組織し、保育所（園）・幼稚園・学校・家庭・地域で、幅広い子育てネットワーク（組織網）を構築しています。

また、虐待や育児放棄を未然に防ぐ手立てとして、おとなたちの子育ての悩みや生活のなかでの不安を少しでも緩和するために家庭児童相談機能を強化しており、相談に対して適切な指導助言ができるよう家庭相談員を増員し、各種相談機関の職員研修や情報交換会の充実に努めています。

不登校の未然防止や不登校児童生徒に対しては、適応指導教室（りんく）を開設し、学校や専門家と連携した相談体制を整備するとともに、各学校への訪問指導や情報提供、教職員や保護者への研修の設定などを実施しています。また、「不登校を考える学習会」を定期的開催し、保護者や教職員、地域の大人が集い、子どもの背景や寄り添い方を学び、状況や悩みを共有することで、不登校児童生徒を持つ保護者が一人で抱え込まないように支え合う環境づくりに努めています。各学校においても、同じ悩みを持つ保護者同士や教職員が交流できる場を設定し、子どもたちをより良い方向へ支援し、進路・学力の保障ができるよう努めています。

「いじめ」は、子どもにとって重大な人権侵害であり、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。2013（平成25）年には、社会総がかりで「いじめ」の問題に対峙するため「いじめ防止対策推進法」が施行され、本市においても、すべての学校において、いじめの防止・いじめの早期発見・いじめへの対処を、より体系的かつ計画的に推進するため、2014（平成26）年に「小郡市いじめ防止基本方針」を策定しました。また、これまでいじめ防止等に関する情報交換や協議等については、「小郡市いじめ問題等対策委員会」で行ってきましたが、2014（平成26）年にはさらに「小郡市いじめ防止対策審議会」及び「小郡市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、これらが連携していじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

「いじめ」や不登校問題に対しては、学校教育では、指導理念として「いじめは、絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、毅然たる態度で問題にあたるのが基本です。そのため、子どもの発する危険信号を鋭敏に感知し、いじめられている側や学校生活になじめない子どもの立場に立った、親身な指導が大切です。また、問題の予防と早期発見・早期対応、早期解消に向け、学校運営においては実効性ある指導体制の確立を図るとともに、教職員の実践的な力量を高め、資質の向上に努めるほか、専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*4}の活用など、差別やいじめを許さない学校づくりを進めなければなりません。

いじめや虐待など、子どもを取り巻く厳しい状況の背景には、雇用の不安定さ、経済格差、人間関係の希薄さなど、おとなの社会環境に起因するところも大きいと考えられます。格差社会の広がりにより、親の貧困が子へ引き継がれる「貧困の連鎖」が発生し、弱い立場の子どもにそのしわ寄せが起き、子どもたちの育ち・学ぶ権利にも影響を及ぼしています。

近年では、「子どもの貧困」が社会的関心を集めており、子どもたちの健康保障、学力保障、進路保障を考えるうえで大きな課題となっています。2014（平成26）年に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」を受け、福岡県では、2015（平成27）年に「子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。本市でも、子どもの貧困に関する実態を把握しながら、今後も、行政と学校、家庭や地域社会は連携を密にして、子どもたちの育ちや学びを保障していかねばなりません。

*4 スクールソーシャルワーカー…学校だけでは対応が困難な事例等に対して、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家。

子どもたちの人権を守るためには、命の尊さや仲間の大切さをあらゆる機会を通じて伝え、実感できるように図っていくことが重要です。家庭や地域が連携し、保護者の認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための適切な情報提供を行い、家庭教育を側面から支援する役割を担うことが大切です。

■施策の方向性

項目	内容
子どもの人権擁護の確立	啓発活動の充実
	保護者・教職員の学習の場づくり
	子どもたちの日常生活の中での権利の自覚・学習の場づくり
	家庭児童相談機能の強化
	子育てネットワークの構築
いじめ、不登校問題への対応	学校運営の充実
	家庭・地域との連携
	相談体制の充実
	研修会の充実
	関係機関との連携

4. 高齢者の人権尊重の実現に向けて

■現状と課題

我が国は、世界的に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、本格的な超高齢社会を迎えています。本市の高齢化率は、2016（平成28）年4月1日現在で25.5%ですが、高齢化率は年々高くなっており、今後も高くなっていくことが予想されます。加えて、2025（平成37）年には、いわゆる団塊の世代といわれる方々が、75歳以上の後期高齢者になります。

このような状況の中、介護保険制度が、大きく変わり始めています。2014（平成26）年に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）」が施行され、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すると共に、地域包括ケアシステムを構築して、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するよう求められています。

本市では、基本理念を「地域と共に支える 高齢者のまちづくり」と定めた「小郡市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を2015（平成27）年に策定し、市民・事業者・行政の協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者自らが進んで社会参加できるように、高齢者の人権を保障し、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに努めています。

2012（平成24）年の「小郡市人権・同和問題市民意識調査」では、高齢者の人権に関することで問題があると思われることとして、「詐欺や悪徳商法の被害を受けやすいこと」と考える人が57.5%、「家庭や施設での看護や介護において不当な扱いや虐待を受けること」と考える人が46.6%となっています。全国でも高齢者に対する身体的、精神的及び経済的な虐待等の人権侵害などの事例も見受けられ、これらの人権侵害を受けた高齢者に対する、権利擁護と救済の体制の充実が必要です。あわせて、人権侵害や自死（自殺）、孤独死といった深刻な問題を予防するために、高齢者やその家族への日常的な支援も求められています。

そのためにも、住みよいまちづくりの推進、在宅福祉サービスの充実や住環境の整備、保健福祉施設の整備など、高齢者の人権に配慮した社会づくりに努めるとともに、地域全体で高齢者を支えていく仕組みを構築していかなければなりません。

まず、いくつになっても住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるため、生活環境の改善が必要です。高齢者の多くは、介護が必要になっても「自宅で生活をしたい」という希望をもっています。介護保険制度等の施行に伴い、高齢者に配慮した住環境については徐々に改善されてきていますが、今後もより充実した対応を図る必要があります。住宅の改修については、一定の条件を満たす対象者には補助制度もあり、啓発・広報により周知を図る必要があります。また、外出する際の障壁を取り除くため、道路や公共交通機関、公共・公益施設などのバリアフリー化を推進していく必要があります。

次に、独居の高齢者や高齢者のみの世帯、日中ひとり暮らしの高齢者も増え続けている現状においては、高齢者が自宅で生活していく中で「閉じこもり」などによる孤立や、自死（自殺）、孤独死が発生しないように、より一層の地域での見守り体制を構築することが必要です。

また、高齢者は身体面、経済面で社会的弱者と見なされがちですが、実際には高齢者の多くは社会的にも十分活躍できる人たちです。そのため、多くの高齢者が健康で生きがいをもって社会参加

できるような環境づくりも重要です。高齢者の知識と能力を生かし、社会参加を推進する事業を実施している小郡大刀洗広域シルバー人材センターや、高齢者の仲間づくり、生きがいと健康づくり等の活動をしている小郡市老人クラブ連合会への支援を行っていきます。

さらに、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるような環境づくりにも努める必要があります。その為、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを増やしていくことで、認知症に対する正しい知識の普及や啓発を図っています。今後は、広報活動等をより強化するとともに、小学校や中学校でも同講座を開催し、児童生徒の認知症サポーターを増やすことで、地域での見守り体制をより充実させていきます。

誰もが元気で自らの存在感を認識でき、家族とともに住み慣れた地域で生涯を過ごせるような社会を実現するためには、若年期からの健康管理に努める意識や態度を育み、一人ひとりが自らの健康を維持することも大切です。人権のまちづくりという視点から、地域が連携して高齢者を支えていくという考え方や仕組みを構築していくことが必要です。

■施策の方向性

項目	内容
高齢者の人権侵害の救済と擁護	高齢者を支援・保護するための制度の整備
	相談窓口の充実
人権教育・啓発の推進	啓発推進組織の整備・充実
	乳幼児教育における高齢者の人権教育の推進
	学校教育における高齢者の人権教育の推進
	生涯学習の場における高齢者の人権教育・啓発の推進
	高齢者団体の自主活動の促進
社会参画の推進	シルバー人材センターの活用、その他活動の場づくり
就労・雇用の促進	企業への啓発促進
	就職等に関する情報提供
社会福祉の増進	地域福祉の充実
	一人暮らし高齢者福祉の充実
生活環境の改善	生活道路のバリアフリー化等の地域環境整備
	住宅のバリアフリー化等の促進
	公共施設の整備
地域との連携	地域住民の啓発及び支援・協力体制づくり

5. 障害のある人の自立と社会参画の実現に向けて

■現状と課題

障害のある人の人権尊重の機運は、1971(昭和46)年に国連総会における「精神薄弱者の権利に関する宣言」と、1981(昭和56)年の「国際障害者年」を契機に国内でも高まり、1993(平成5)年に「障害者基本法」が制定されました。本市でも1999(平成11)年に「小郡市障害者計画」を策定し、障害のある人の自立と社会参画に取り組んでいます。2006(平成18)年には、「障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)」が制定され、障害福祉サービスの一元化や契約に基づくサービスの提供など、一定の法整備もなされてきているところです。また、2015(平成27)年には、地域において人と人の「つながり」を再構築し、市民参画のもとに「支え合う」ための仕組みを作ることを目的に「小郡市地域福祉計画」を策定しました。

しかし現状では、障害のある人に対する「いじめ」、「拒絶」、「虐待」の問題、また周囲の無理解から社会参画が進まないなど、自立と社会参加を拒む偏見や差別が存在しています。こうした現状を受け、障害のある人に対する差別をなくし、人権を保障するために2006(平成18)年、国連総会が「障害者権利条約」を採択しました。

日本では、2011(平成23)年の「障害者基本法」の改正、2011(平成23)年の「障害者虐待防止法」、そして2013(平成25)年の「障害者差別解消法」等、国内の法整備を進めたのち、2014(平成26)年にこの条約を批准しました。

「障害者権利条約」では、障害とは、単に機能障害だけでなく、物理的環境や人々の態度といった社会的障壁も含まれます。また、障害に基づく差別とは、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害、困難さを取り除くための合理的配慮を否定することも含まれるとしています。条約では、こうした差別をなくし、障害のある人が、自己の能力を発揮して社会的・文化的・経済的活動に参加し、自立した生活を営むことができるように、社会環境や生活環境の整備を求めています。

2012(平成24)年の「小郡市人権・同和問題市民意識調査」では、「就労の場が少ない」、「外出先でのバリアが多い」、「障害者の人権が尊重されていない」、「学校の障害児受け入れに課題がある」と考える市民が多く存在することが明らかとなっています。2016(平成28)年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、こうした社会的障壁を一つひとつ取り除いていくとともに、障害がある人の意思を尊重しながら、どんな合理的配慮が必要かを考えていくことが大切です。バリアフリーの視点とともに、ユニバーサルデザイン^{*5}の視点からも社会、生活環境を振り返ることが求められます。

また、本市では障害者施設における障害者虐待事件が2012(平成24)年に発生しており、人権擁護の体制の整備を図るとともに、市民の理解を深める啓発・交流活動の推進を通して、障害のある人が安心して地域で生活できる人権のまちづくりを進めていく必要があります。

こうした条約や法律の趣旨と本市の実態を踏まえて、「小郡市障害者計画」を再点検し、具体的に計画の実現を図っていかねばなりません。「障害者権利条約」では、教育について障害者の権利を認めることを明言し、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度と生涯学習の確保を締結国に求

^{*5} ユニバーサルデザイン…調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計。

めています。それと同時に、子どもからおとなまですべての人々が、障害のある人への理解と共生の心を養い、具体的な行動に結びつくような、市民それぞれに応じた教育・啓発を推進していくとともに、障害のある人との交流を様々な機会を捉えて進めていく必要があります。

市内の各保育所・幼稚園では、障害のある乳幼児を受け入れています。その対応は十分とは言えません。より適切な環境のもとで効果的な乳幼児保育・教育を行うためには、専門機関とも連携し、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握するとともに、障害のある子どもを取り巻く子どもたちや地域との交流・啓発を通して、共に育つ人間関係の構築につなげていく必要があります。そのためにも、保育士・幼稚園教諭の研修を充実させ、障害のある子どもに関わる職員の連携体制を作り上げていくことが求められます。

また、障害のある子どもの理解と支援を深めていくためには、保護者・家庭との連携が欠かせず、就学に際しても、十分な情報提供を行うとともに、本人と保護者の意向を踏まえながら、子どもの発達の連続性を軸に据えた環境と支援のあり方をつないでいかなければなりません。

学校教育では、障害のある子どもについて、自立と社会参画に必要な力を培うため、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進するとともに、インクルーシブ教育システム^{*6}の構築を目指しています。これは、障害のある子どもに対する教育にとどまらず、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進することが求められており、個々の違いを認識しながら様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎を培っていくことにつながっています。そのためには、すべての教職員が、特別支援教育とインクルーシブ教育システムの趣旨を正しく認識し、一人ひとりの子どもたちの力を伸ばすために、その資質の一層の向上を図る必要があります。

児童生徒たちによる「がいじ」発言については、インクルーシブ教育を進めていくうえでの重要な教育課題であると同時に、障害者差別を助長するものとして受け止め、組織的に対応していくことが求められます。発言の背景にある児童生徒たちの置かれている状況を把握しながら、障害に対する正しい認識を培い、豊かな人間関係の形成を目指していきます。

市民が障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるためには、学校教育だけにとどまらず、生涯学習を通じて障害のある人と共生していこうとする姿勢の涵養が重要です。そのためには、まず、障害のある人が、生涯学習の機会を得られる手だてを具体的に整えることが必要となります。さらには、障害のない市民と共に学びあえる機会が得られるよう努めることが求められ、障害のある人を講師とした学習機会の設定をはじめ、学習を通じた交流を実践していく必要があります。

障害のある人の社会参画の点では、すべての面における完全参加と平等に向けて、障害のある人自身が介助者等第三者の協力を得ながら自己決定をしていくことを可能にすることが大切です。そのため、障害のある人の意見が反映される場をつくり、社会参画の意欲を高め、在宅福祉を前提とした福祉サービスの充実、ホームヘルパー、ボランティア等の育成、地域交流の促進を図らなければなりません。地域社会の中で自立して社会参画できる条件整備とともに、社会福祉協議会などの障害福祉サービス提供事業所や、身体障害者福祉協会などの障害者団体等と連携を図りながら、福祉ボランティアの育成やその組織化に努め、活動を充実していく必要があります。

障害のある人が生活の自立や、自らの意志で社会参画を図っていくためには、安心して働ける職

^{*6} インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化や、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

場の創出・拡大が不可欠です。就労継続支援事業や就労移行支援事業によって、以前より多くの障害者雇用が創出されましたが、今後は一般就労の拡大が急務です。関係機関と連携して事業主へ障害者就労関連制度の周知を図るとともに、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場を確保し、その情報を提供していく必要があります。

■施策の方向性

項目	内容
障害者の人権侵害救済と権利の擁護	行政情報の提供
	個人情報の保護
	障害者虐待通報制度の確立
	成年後見制度等の周知と活用
	相談窓口の拡充
人権教育・啓発の推進	障害者を包容する乳幼児教育の推進
	障害者を包容する学校教育の推進
	障害者を包容する生涯学習の推進と自主活動の促進
	啓発推進組織の整備・充実
社会参画の推進	福祉サービスの充実と人材の育成
就労・雇用の促進	企業への啓発促進
	障害者優先調達推進法に基づく調達拡大の周知、推進
	就職の促進・安定
社会福祉の増進	地域福祉の充実
	福祉施設の活用
生活環境の改善	住環境の整備
	住宅の整備
	公共施設の整備
地域との連携	地域生活を支える支援・協力体制づくり
	地域住民に対する啓発・交流の促進

6. 外国人の人権保障の実現に向けて

■現状と課題

今日、日本全国に暮らす外国人の数は約 223 万人（2015（平成 27）年現在、総務省）にのぼり、総人口の約 1.7%に達しています。

本市には、2016（平成 28）年 6 月末日現在 436 人の外国人が居住しており、これは人口の約 0.7%にあたりますが、本市の外国人の人口は、ここ数年で大幅に増加しています。特に市内には、2004（平成 16）年に N I L S、2015（平成 27）年に杏林国際語学院の 2 つの日本語学校が開校されており、現在約 300 名の学生が在籍し、日本語を習得するために勉強しています。国籍別では、ネパール籍の人々が約 5 割を占めるほか、フィリピン籍、中国籍、韓国籍などのアジア系の人々で約 9 割を占めています。

全国的には、異なる文化について相互理解が十分でないことなどから、外国人に対する民間住宅への入居差別、就労に関する不利な扱いなど、様々な人権問題が発生しています。

本市においても、言葉、文化、生活習慣等の違いから、相互理解の不足による誤解やトラブルが発生している状況や、お互いに不安感を持って生活している状況も見られます。

これらのことから本市では、2000（平成 12）年に「小都市国際化プラン」を策定し、「あなたからはじまる国際交流まちづくり」をテーマに国際化を進めてきました。また、2001（平成 13）年には「私たちにできる国際交流」をスローガンに民間団体として「おごおり国際交流協会」が設立され、本市における国際文化交流活動を通じ、会員相互の親睦と資質の向上を図り、市民意識の高揚と活気あるまちづくりを目指しています。

「小都市国際化プラン」の基本施策には、民間団体の育成、外国人同士の交流、国際理解講座、外国人のための日本語教室、外国語講座、ボランティア登録と育成等を掲げています。今後、多様な文化や生活習慣を有する外国人も地域社会の一員として、互いに尊重し、支え合う多文化共生のまちづくりをめざし、「小都市国際化プラン」の見直しを含め、取り組みを進めていかなければなりません。

公的機関に人権相談や生活相談、生活支援を訴えることのできる外国人は少数派です。地域社会の一員として、就労や就学などの生活についての包括的な実態把握を行い、それをもとにした人権相談や生活相談、生活支援を行うことが大切です。そして、外国人の教育を受ける権利をはじめ、市民的権利をもれなく実現する努力が必要です。

近年では、特定の国や地域の出身であることを理由に、地域社会から排除することを扇動する差別的言動（ヘイトスピーチ）が発生しています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねません。こうした情勢を受け、2016（平成 28）年に「ヘイトスピーチ対策法」が施行され、国や自治体には相談体制の整備や、教育・啓発の充実を求めています。

本市でも、交流を通じて異なる文化に対する理解、外国人の日本文化への理解を深め、異なる文化と共生できる社会を築いていくとともに、外国人の基本的な人権に関する諸問題を解決するため、様々な機会を捉えた教育・啓発活動を進めていく必要があります。

特に、学校教育においては、すべての子どもが外国人に対する差別や偏見をなくすために、外国

の歴史や文化に対する認識を深め、人種・民族・国籍を問わず、すべての人々の人権を尊重する国際理解・国際協調の精神を養うとともに、多様な文化をお互いに尊重し合う「共生の心」を醸成する教育を推進していく必要があります。

■施策の方向性

項目	内容
外国人の人権擁護の確立	多言語による情報提供の推進
	相談窓口の設置
	市民ボランティアの育成と活用
人権教育・啓発の推進	市民啓発の推進
	乳幼児教育における国際理解教育の推進
	学校教育における国際理解教育の推進と多文化教育の支援
	生涯学習の場における国際理解教育と自主活動の推進
社会参画の推進	実態把握と日本の制度や慣習を理解する学習の機会や情報の提供
就労・雇用の促進	就職の情報提供と支援

7. 様々な差別解消の実現に向けて

■現状と課題

現在の社会には、これまでに述べてきた人権問題のほか、様々な人権にかかわる問題が存在しています。

LGBT^{*7}などの人々、HIV感染者等の病者、被爆者、ハンセン病元患者、アイヌの人々、ホームレスの人々、犯罪被害者やその家族、さらには刑を終えて出所した人やその家族などに対する様々な偏見や差別も根強いものがあります。また、2011（平成23）年に発生した東日本大震災においては、原子力発電所の事故に伴い、避難者が宿泊を拒否されたり、子どもがいじめを受けたりするなどの新たな人権問題が発生しています。

これらは、病気や異文化等に対する正しい知識の不足が原因となっており、正しく知らないことが心配や不安を増長し、偏見や差別につながっています。

こうした実態を踏まえて、地域、職場、学校に対して、パンフレットの作成・配布、街頭啓発、各種イベント（行事）、マスメディアの活用などに取り組み、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、医師や保健師などの専門家が地域・職場・学校などへ出向いて啓発を進めていくことも重要です。

そして、「本人の努力によって変えることのできないことでは差別はしない」という価値観の啓発・普及とあわせて、「本人だけでなくその家族に対する偏見や差別もなくす」という価値観の啓発・普及も求められます。

そのためには、被差別の側に立たされた当事者やその家族に対して、行政機関、医療機関、教育機関等の公の立場で関わる職員については、差別や偏見をなくしていくための一層の研修を行うと同時に、被差別の側に立たされた人やその家族に対する生活支援、人権相談の体制を確立することにも取り組まなければなりません。

その他、近年の情報通信技術の発達に伴い、自己の意思とは関係なく個人情報の漏洩・収集・蓄積・利用、個人のプライバシー侵害など、社会情勢の変化に伴う人権問題が発生してきています。

また、古くからの伝統的な慣習や風習などの中には、合理的な理由や科学的根拠がないにもかかわらず、日常的に深く浸透し、先入観により無意識のうちに差別意識を植え付けているものがあります。

このような様々な人権問題や、今後新たに生じてくる人権問題についても、人権を尊重するという視点に立った教育・啓発の取り組みが必要です。

また、被差別の側に立たされた当事者をはじめとして、人権のまちづくりの主體的担い手である市民と、様々な機関・団体がこれまで以上に連携しながら自主的・自立的に活動していくための支援や条件整備を行っていくことが必要です。

*7 LGBT…女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味する頭字語。

■施策の方向性

項 目	内 容
各問題についての人権擁護の確立	各問題についての実態把握と行政情報の提供
	個人情報の保護
	人権侵害の救済
人権教育・啓発の推進	乳幼児教育における人権教育の推進
	学校教育における人権教育の推進
	生涯学習の場における人権教育の推進
	啓発推進体制の確立
相談体制の確立	職員の資質向上及び相談体制の明確化
地域との連携	地域住民の啓発及び支援協力体制づくり

8. インターネットを使用した人権侵害の解消について

近年、情報通信技術が高度に発達し、様々なサービスの利用や情報発信の場面において、多くの人がインターネットを利用しています。しかし、その利便性の急激な進展とともに、人権課題に関する様々な問題が深刻化しています。

ここでは、インターネットを使用した人権侵害を、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題に關係する「手段・技術」による人権侵害としてとらえ、他の分野別施策とは別に現状・課題を明らかにするとともに、施策の方向性を示すものです。

■現状と課題

情報化の著しい進展により、パソコンやスマートフォンなどを使用して、いつでもどこでも気軽にインターネットに接続することができるようになりました。

インターネットは、電子メールの送受信のような特定の人との通信のほか、商品・サービスの購入や情報収集に利用されています。また、電子掲示板やブログ、SNSなどのソーシャルメディア^{*8}でのコミュニケーションやホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信等にも利用され、現代社会においてその重要性が増しています。

インターネットを利用した通信の多くは発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、それらを悪用し、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する情報などを、不特定多数の人が閲覧できるよう掲載するなどの悪質な人権侵害が発生し続けています。

また、インターネット上に一度流出した表現や情報は瞬時に世界中に拡散する可能性があるため、回収や削除を行うことが非常に困難であり、一度受けた被害が長期化することもあります。

インターネットを悪用した人権侵害事件は、法務局の人権擁護機関が新規に手続きを開始した事件数だけでも、2015（平成27）年で1700件を超えています。その数は、10年前の件数と比較すると6倍を超え、年々増加し続けています。また、2012（平成24）年に行った「小郡市人権・同和問題市民意識調査」では、関心のある人権問題として「インターネットを利用した誹謗・中傷などの人権侵害に関する問題」が最も高い46.8%となっており、市民にとっても身近な人権課題として認識されています。

2002（平成14）年には、インターネットを使用した名誉棄損、プライバシー侵害などの権利侵害が発生したときのプロバイダの損害賠償責任と発信者情報を開示請求する権利について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行され、インターネット上で人権侵害が起こった場合、被害者がプロバイダやサーバーの管理・運営者に対し発信者の情報を開示請求したり、情報の削除を依頼したりすることができるようになりました。

しかし近年では、差別を助長する様々な情報がインターネット上に流布され、それらの情報がほ

^{*8} ソーシャルメディア…インターネットの技術を利用し、個人が情報を発信することで形成される様々な情報交流サービスの総称。電子掲示板、ブログや動画配信サービス、SNSなどが含まれる。

かの閲覧者などによって次々に複写され、発信者の管理しないところへ分散した結果、法律に定められたプロバイダやサーバーの管理・運営者への情報の削除依頼が困難な事態となっています。このようなインターネットの性質を悪用した行為が意図的に行われることにより、偏見や差別が助長され続ける恐れがあります。

また、子どもの間でも、ソーシャルメディア内の限られたメンバーでつながったグループ内でのいじめや脅迫行為など悪質な人権侵害が発生しており、それらが原因とみられる自死（自殺）者も発生しています。

さらに、電子掲示板などでは、高齢者、障害のある人、外国人などに対し、匿名者の思い込みなどの根拠の乏しい非難の掲載が相次ぎ、それらに同調する人からの差別的な書き込みなどが加わることで、偏見・差別が拡大していく状況になっています。

インターネットの利用は今後ますます進み、より様々な用途に活用されていくと予想され、それに伴い、人権侵害事案も増加していくことが懸念されます。インターネットを使用した人権侵害は、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題に関係するため、法務局の人権擁護機関や警察、その他関係機関、団体等と連携して対応することが求められます。また、法的な措置等について周知を図るとともに、憲法が保障する表現の自由には十分配慮しつつも、人権侵害を受けた人の立場に立った解決を図っていく必要があります。

■施策の方向性

項目	内容
個人情報の保護	個人情報の保護
人権侵害の救済と擁護	実態の把握
	相談体制の充実
	関係機関との連携強化
啓発活動の推進	インターネット利用者への啓発活動の推進
	情報収集・発信における個人の責任や情報モラルへの理解を深める教育・啓発の充実

第3章 人権教育・啓発推進の基本方策

1. 人権が尊重される社会の形成

人権を尊重することは個人の個性と能力を十分に発揮できる社会の基礎的条件であり、世界共通の課題です。本市でもこれまで同和問題をはじめ、女性、子ども、障害のある人に対する人権問題等、差別や偏見の解消のための様々な取り組みを行ってきました。しかし、依然として家庭、職場、地域社会など、その場を問わず人権にかかわる問題が引き起こされています。

また、近年では少子高齢化、国際化、高度情報化に加え、格差社会・貧困問題の深刻化が進み、こうした社会状況を背景とした新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は豊かな市民生活を実現するための重要な課題となっています。

このため、ユニバーサルデザインをとりいれたまちづくり・ものづくりなど人権に配慮した行政を推進するとともに、人権のまちづくりを進め、市民一人ひとりの人権意識を高めるための教育・啓発を実施し、差別や偏見の解消を図らねばなりません。その基本として、被差別の側に立ち、当事者の声に耳を傾け、生き方や体験などを学びながら進めていくとともに、その学びの中から人権問題に対する関心と共感を呼び起こし、差別解消に向けた取り組みへとつなげていく必要があります。

2. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権意識を高めていくためには、子どもからおとなまであらゆる年齢層に対する人権教育を行うことが大切です。2012（平成24）年の「小郡市人権・同和問題市民意識調査」では、学校教育において正しく同和問題を教えることに対する成果と期待が示された一方で、社会教育や啓発活動への市民参加が広がっていない実態も明らかとなりました。

子どもたちを育む教育においては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、発達段階に応じて乳幼児教育や学校教育における人権教育を実施していきます。また、家庭や地域あるいは職場における人権教育・啓発が推進されるよう支援し、すべての年齢層における学びを保障し、啓発を実施していきます。

(1) 乳幼児教育機関における人権教育

ア. 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期に基本的人権の尊重の精神の芽生えを育むことは重要です。

本市ではこれまで、同和保育所として設置した大崎保育所での取り組みをもとに、子どもたちの人権を大切にした乳幼児教育を推進してきました。しかし、まだ広がりや取り組みの面で十分とは言えません。

今後も、乳幼児教育機関（以下「保育所・園、幼稚園」という。）において、人権・同和保育（教育）で大切にしてきた「差別の現実に深く学ぶ」ことや24時間保育の視点に学びながら、乳幼児

一人ひとりの生活環境を十分に把握し、保護者の思いを受け止め、人権を大切にすることを育てる保育・教育の一層の充実・深化を図っていきます。

- イ. 保育所・園、幼稚園においては、乳幼児一人ひとりの特性に応じ、発達段階に即した教育・保育課程の編成をするとともに、職員はこの時期の子どもたちの人権感覚等の芽生えを伸ばし、育てる適正な働きかけに努めていきます。
- ウ. 基本的な生活習慣を身につけ、自分を表現し、友だちを受け止め行動できる子どもの集団づくりをめざす乳幼児教育に努めていきます。
- エ. 家庭訪問、連絡帳等を通して、子どもの生活背景やおかれている状況を知る中から、保育所・園、幼稚園と家庭が同じ視点にたって乳幼児教育の推進に努めていきます。
- オ. 職員自身が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、人権・同和保育（教育）についての理解を深め、共通認識に立った取り組みを進めるために、職員の各種研修の改善、充実に努めていきます。
- カ. 人権・同和保育（教育）の推進にあたっては、地域の実情を十分に踏まえ、小・中学校、家庭や地域、関係諸機関等との連携を図っていきます。

(2)学校における人権教育

- ア. 人権教育は、児童生徒一人ひとりに自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的な行動力などを身につけさせることを目標としており、人権教育の指導の出発点として、児童生徒の理解が重要になります。児童生徒と日々向き合う中で、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりととらえ、一人ひとりを支援するという立場から指導することに努めていきます。特に、家庭訪問などから、生活背景や家庭環境などを把握し、児童生徒を現象として見える事柄だけで一面的に判断しないことが重要です。
- イ. 学校においては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、教科等指導、生徒指導、学級経営など、学校の教育活動全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」、「人間関係づくり」、「環境づくり」を校長のリーダーシップのもと、教職員が一体となって進めていきます。また、児童生徒に学ぶ事の楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、自他の人権を大切にするための態度と実践力につながる学習内容の工夫・改善に努めていきます。
- ウ. 福岡県においては児童生徒の人権意識の高揚を目指して、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」を作成しています。本市においては、各学校における「かがやき」、「あおぞら」の積極的な活用の促進と効果的な指導の在り方を整備すべく、実践例の収集やその広報に努めていきます。さらに、児童生徒の実態に即し、興味関心を高めることをめざして、地元教材の発掘・作成や小・中学校が連携した人権問題学習に向けての取り組みを深めていきます。
- エ. 人権教育の推進にあたっては、地域の実情を十分に踏まえ、家庭や地域、関係諸機関等との連携を図るとともに、保・幼・小・中・高の連携を図り、児童生徒の発達段階に応じた系統的な取り組みの推進に努めていきます。
- オ. 教職員自身が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、人権教育についての理解を深め、共通認識に立った取り組みを進めるために、校長・教頭をはじめとした教職員の各種研修の改善、

充実に向けていきます。

- カ. 学校における人権教育の推進や、学校・家庭・地域の連携のためには、教育条件整備に向けた取り組みも必要です。人権のまちづくりの取り組みの一環として、地域住民や関係団体とともに子どもたちの教育条件の充実（学校教職員の定数要求）や、高校奨学金制度の改善・拡充、社会教育制度（学び場支援事業）の充実を求めて福岡県教育委員会への要請行動に取り組みました。今後もこうした取り組みを継続することが重要です。こうして配置された学校教職員定数や、改善・充実した制度を活用して、さらなる人権教育の推進や保護者啓発に努めていきます。
- キ. 進路保障につながる「基礎基本の力」と「自学自習の力」を身につけることを目的とした「学び場支援事業」との連携を充実させ、学力保障を確かなものにする取り組みを積極的に推進していきます。

(3)家庭における人権教育・啓発

- ア. 家庭において人権尊重の意識が育まれるよう研修会や講演会をさらに充実していきます。
- イ. 子どもの養育に関する悩みを抱える家庭に対して、相談窓口の充実を図り、関係機関のネットワークづくりを進めていきます。また、関係職員の人権問題についての資質の向上に努めていきます。
- ウ. 家庭は、子どもが最も身近に接する社会であり、家庭教育は家族全員で取り組むものであるという認識のもとに、より積極的な参加を促す啓発活動や学習機会の提供に努めていきます。

(4)地域における人権教育・啓発

- ア. これまで実施してきた人権教育・啓発の取り組みにより、市民の人権問題に対する理解と認識は深まってはいるものの、十分とは言えません。市民一人ひとりの人権が大切にされる人権のまちづくりを目指し、今後一層積極的な教育・啓発活動が必要です。

各小学校区の「校区人権問題啓発推進委員会」では、体制の整備と活動内容の充実を図ります。また、中学校区の「人権のまちづくり」推進連絡会をはじめ、「協働のまちづくり」組織等の地域の各種団体との連携を図りながら、校区ごとの人権意識の実態と課題を踏まえた啓発を進め、指導者養成に努めていきます。
- イ. 中学校区の「人権のまちづくり」推進連絡会による、学校・家庭・地域が連携した子どもの教育を軸とした様々な実践を支援します。また、「校区人権問題啓発推進委員会」との連携をはじめ、「協働のまちづくり」組織等の地域の各種団体とのネットワークを構築・拡大し、人権尊重の精神を基盤に据えたまちづくりの推進に努めます。
- ウ. 本市が発行している啓発冊子等については、社会教育における様々な場面で有効活用できるよう内容の充実を図っていきます。また、講演や研修活動についても、学校や地域行事と連携して開催するなど、市民がより関心を持って参加しやすい環境を整備していきます。
- エ. 校区公民館や図書館などの社会教育施設は、人権に関する幅広い学習要求に応えるために、地域の情報のみならず、社会の動向や世界的な流れを把握し、広い視野に立って情報を収集、提供していくよう努めていきます。

(5)企業における人権教育・啓発

ア. 企業は、地域や市民との深いかかわりを持ち、社会性、公共性を有しています。したがって、企業活動や企業内における人権侵害をなくし、一人ひとりの人権意識の高揚が図られるよう努めなければなりません。

特に、近年は、その社会的責任についての自覚に基づく行動が要請され、地域環境の保全、男女共同参画社会の実現、高齢化社会への対応などに果たすべき役割や、同和問題をはじめとする人権問題の取り組みとして、公正な選考採用など基本的人権に配慮した適切な対応が強く求められています。

そのために、「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」、「高齢者雇用安定法」、「障害者雇用促進法」などの法の周知を図り、公正な選考採用など人権意識の高揚を目指した取り組みが行われるよう国・県などの関係機関と連携し、企業への働きかけをしていきます。

イ. 市内の企業における人権教育・啓発を推進するために、「小郡市企業内同和問題研修推進委員会」の活動の充実が図られるよう支援します。

3. 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、社会のあらゆる人々を対象に、あらゆる場、あらゆる機会を通して実施していく必要があります。市職員、教職員、福祉関係者、医療関係者、マスメディア関係者等、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対しては、人権尊重の精神を涵養するための研修を重点的に実施していくことが不可欠です。

(1)市職員

本市では、人権が尊重される、明るく、住みよいまちづくりを目指した行政を推進しており、行政を担う市職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけることが必要です。

市職員は地域に密着した様々な市民サービス業務に従事しており、職務内容は多岐にわたりますが、すべての職場において人権に配慮した市民サービスを遂行していかなければなりません。

そのため、本市では同和教育管理者・同和教育推進者を設けるとともに、職場研修、全職員研修などを実施しています。さらに、全職員の資質の向上と研修の充実を図り、職場及び地域における指導者として活躍できるよう育成に努めていきます。

(2)教職員

人権教育は、教育を受ける権利が保障され、人権が保障された教育環境が確保されなければなりません。このためには教育活動に携わる教職員が豊かな人権感覚と科学的認識を身につけることが必要です。

教育の場における子どもの人権を積極的に保障し、次代を担う子どもの人権感覚を育むためには、直接指導に当たる教職員自らが人権尊重の理念を十分に認識し、人権意識を高めることが必

要です。

また、人権に対する豊かな感性を持ち、効果的な人権教育を実践するための知識・技能・態度の養成が不可欠であり、教職員に対し部落問題をはじめとするあらゆる人権課題に関する研修を推進していきます。

(3)福祉関係者

社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員及び主任児童委員、社会福祉施設職員、その他社会福祉に関する事業に従事する者は、高齢者、子ども、障害のある人々などからの相談に直接携わるため、個人の人格の尊重、秘密の保持、公平な処遇の確保はもちろんのこと、それぞれの状況ごとにきめ細かな配慮が必要です。これらの福祉関係者に対する人権意識の普及・高揚を図るよう研修の充実に努めていきます。

(4)医療関係者

医療関係者は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を本旨としなければなりません。そのため、人権問題に対する正しい理解と認識を深める必要があり、人権尊重意識の高揚のための情報提供に努めていきます。

(5)マスメディア関係者

今日の社会では、マスメディアの世論形成に及ぼす影響力は極めて大きく、マスメディアは人権を守る有効な啓発手段であると同時に、人権を侵害する危険性も持っています。

そのため、マスメディア関係者は、常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道を行うことが求められます。これらのマスメディア関係者に対し、人権尊重意識の高揚のための情報提供に努めていきます。

(6)その他の特定職業従事者

市議会議員・宗教関係者等についても、人権教育の重要性にかんがみ、自主的に人権教育を推進していくことが求められます。これらの関係者に対し、人権尊重意識の高揚のための研修の充実と情報提供に努めていきます。

4. 人権教育・啓発の効果的推進

基本計画の目標の実現を図るためには、人権教育・啓発の効果的推進を図らなければなりません。そのためには、関係団体・研究組織とも連携し、人材の育成、教材等の開発・整備、学習プログラムの開発、啓発内容・手法の充実、情報提供の充実・強化、施設の機能の充実など、推進体制や環境の充実に取り組んでいく必要があります。

(1)人材の育成

市民があらゆる生活の場において、また、生涯を通して人権問題学習ができるように、身近なところに人権問題の研修・啓発を行う指導者が必要です。

人権教育の指導者は、人権問題の解決に向けた実践者であるとともに、人権教育に対する専門的知識に加えて、系統的な学習を企画・立案し、推進することができる指導者でなければなりません。

本市においては、そのような人材を育成するために人権講座などを開講し、市職員や教職員をはじめとして、地域における指導的な立場の市民に対する研修会を実施していますが、系統的な学習を企画・立案し、推進することができる指導者の育成にはいたっていません。

今後は、指導者育成を念頭においた研修の充実強化を図るとともに、指導者が実際に活動していく場を整備していく必要があります。また、様々な市民団体が自主的・自立的に活動していく条件整備や支援に努め積極的に協働していきます。

(2)教材等の開発・整備

人権教育・啓発を推進するには、効果的な教材が必要です。教材の開発・整備においては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければなりません。学習者の状況に応じて、その教材からどのような知識や技能を身につけさせたいのか、どのような意識や態度を育みたいのかが具体的に設定されている必要があります。また、人権問題の一般的な理解にとどまることなく、常に自分自身の問題としての学習を進めていけるよう、あわせて人権問題についての科学的な認識と差別をなくす実践力に結びつく内容の検討が必要です。

学校教育を中心とした人権教育の教材においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、全教科・全領域において系統的・発展的に取り組みができるよう努めていきます。

具体的には、各学校における人権教育のカリキュラムをもとに、児童生徒や地域の実態にあった教材の精選を行うとともに、保・幼・小・中・高が繋がった人権教育となるよう努めていきます。

教材の選定にあたっては、同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」の効果的な活用を基本に、地元教材や自主教材の開発、様々な人権教育教材の検討・整備をしていきます。

今後、さらなる人権学習の深化と定着のためには、一人ひとりの学習者が自らの生活を見つめ、暮らしの事実をていねいにとらえて、課題を引き出していくような、自分たちの生活と結びついた人権教育・啓発を実践できる「人権教育指導の手引き（仮称）」の整備が求められます。

また、「小郡市・三井郡同和教育教材等作成委員会」、「小郡市・三井郡部落史研究会」、「小郡市人権・同和教育研究協議会」、「部落問題学習カリキュラム検討委員会」等の研究組織とも連携し、地域に根ざした教材を開発するなど、より良い学習内容の充実と実践に取り組んでいきます。

社会教育を中心とした人権教育の教材においては、同和問題をはじめあらゆる人権問題に対する基礎的な認識や実態、法・条例に関する認識などが高まるものとなるよう努めていきます。

また、様々な研修や資料、啓発冊子などの内容充実を図るとともに、地域住民の生活と結びつき、家庭・地域・職場等の身近な人権課題に気づくことができるように学習者の実態や地域に根ざした教材の開発に努めていきます。

(3)学習プログラムの開発

人権教育の学習プログラムにおいては、学習者が人権問題に対する知識を学ぶだけでなく、日常生活の中で人権感覚を身につけた行動につなぐことができるようにしなければなりません。

そのために、様々な人権問題において被差別の側に立ち、当事者自身の声に学ぶことを通して、学習者自身の感性を呼び起こすことが大切です。

さらに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を総合的に取り上げると共に、学習者の様々な日常生活の場面における人権問題に視点を当て、自分とのつながりが自覚できるよう促す必要があります。

また、学習の形態においても、学習者の主体的な参加を促すことができるよう、参加者自身の活動や意見の交流などを通して体験的に学習できる参加体験型学習やグループ討議なども多く取り入れていく必要があります。

人権教育の学習プログラム開発にあたってはこれらの視点を生かし、学習者の人権問題に対する主体性を高めることができるように努めていきます。

(4)啓発内容・手法の充実

啓発内容については、国内外・県内外・市内外を問わず、話題になっている時事問題や人権問題の教材化など具体的な内容を用いて進めるとともに、地域に根ざした啓発内容を創造することが必要です。

そして、市民一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として捉え、日常的な人権感覚を身につけられるような啓発内容に取り組んでいきます。

また、被差別の側に立たされた人の生き方や体験などを啓発内容に位置づけ、科学的認識を高め、感性に訴え、差別をなくす行動を引き出す啓発を充実していきます。

啓発の手法については、学校や職場、地域においてこれまでに取り組み、蓄積してきた同和問題解決のための手法を活用するとともに、目的、内容、対象に応じて、講演会、研修会、広報紙や啓発冊子の充実、テレビ・ラジオなどの電波媒体、DVDなどの映像媒体による多様な手法の効果的な活用と工夫・改善を図っていきます。

そして、参加者一人ひとりの課題を明確にしつつ、それを全員で共有し解決の糸口を探っていく「対話型啓発」など、市民の自主的参加意識を促す新しい手法の開発に努めると共に、その積極的活用を図るよう努めていきます。

(5)情報提供の充実・強化

世界的に人権尊重の気運が高まっている一方で、人権を侵害する行動や、新しい人権課題も出てきています。そこで、市民が人権に関する学習がいつでもできるようにするため、人権に関する様々な情報を収集し、図書やDVDなどの教材等を整備するなど情報提供の充実を図ります。

(6)施設の機能の充実

ア. 人権のまちづくり推進のための校区公民館の活用と連携

校区公民館は、地域住民の実生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。本市においても、文化振興及び生涯学習をはじめとした様々な地域活動や、「協働のまちづくり」の取り組みの拠点として活用されています。また、「学び場支援事業」では、各校区公民館を学習スペースとして使用しており、地域における人権教育・啓発を推進していくうえで、校区公民館の活用と連携は欠かせません。校区公民館と学校、隣保館・集会所などの施設が相互に連携を深め、人権教育の推進のための機能の充実に努めていきます。

イ. 隣保館・集会所活動の充実

隣保館・集会所は教養・文化活動などを通じて、地区内外の交流や相互理解の促進に大きな役割を果たすとともに、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に取り組んできました。

今日における隣保館の役割は、1996（平成 8）年の地域改善対策協議会意見具申や隣保館設置運営要綱において、「周辺地域を含めた地域社会全体のなかで保健福祉の向上や教育文化活動の推進、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を推進する」と述べられています。

今後も人権のまちづくりに向けて、地域交流事業や人権啓発事業を実施するとともに、地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、地域の実態を的確に把握しながら、教育や就労、健康等に関しての様々な支援や相談事業の充実に努めていきます。

ウ. 人権教育啓発センターの機能の充実

人権教育啓発センターは、本市の人権教育・啓発推進の拠点施設として 2005（平成 17）年に設置され、市全域にわたる人権教育・啓発の実施や人権に関する様々な情報の収集・発信業務を担っています。

人権問題に対する関心を高めてもらうため、人権に関する図書やDVDの貸出しを行っているほか、資料や写真、パネル等を実際に見ることができる展示室を設置しています。また、人権講座の開催や各人権研修会への講師幹旋、職員による人権相談なども実施しています。今後も関係機関と連携しながら、様々な人権課題に関する情報の収集や発信業務、人材の育成や教材開発など、本市の人権教育・啓発をより一層推進していくための機能の充実に努めていきます。

第4章 基本計画の推進にあたって

1. 全庁的推進

本市が実施するすべての施策は、日本国憲法の基本理念である平和主義・国民主権・基本的人権の尊重を基本としています。したがって、すべての施策は「人権施策」との理念のもとに推進します。本市では人権問題に関係する多くの計画や施策が立案されています。基本計画はこれらの個別の計画や施策を相互に関連づけて実施することを求めるものです。

そこで基本計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「小郡市人権教育・啓発推進本部」（以下「推進本部」という。）が中心となって、基本計画に照らし合わせて実施計画を策定し、全庁的に取り組んでいきます。

2. 国・県及び関係団体等との連携

基本計画の推進にあたっては国及び県と連携し、かつ人権問題の解決を目指す関係機関・団体などと連携しながら、実効ある計画の推進に努めていきます。

3. 基本計画等の点検・評価・見直し

推進本部は、必要に応じて基本計画及び実施計画の進捗状況を点検・評価します。

そして、「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」に基づき設置されている「小郡市部落差別撤廃・人権擁護審議会」に進捗状況を報告し、その意見を踏まえ、基本計画及び実施計画の実現・見直しを図ります。

資料

世界人権宣言

1948年12月10日
〔第3回国際連合総会 採択〕

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてある国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

- 2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。
- 3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 9 日制定

平成 28 年 12 月 16 日施行

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を

得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

平成 25 年 6 月 19 日制定

平成 28 年 4 月 1 日施行

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 5 月 24 日制定
平成 28 年 6 月 3 日施行

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章 基本的施策

(相談体制の整備)

第 5 条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例

平成 7 年 9 月 18 日

条例第 18 号

改正 平成 30 年 3 月 23 日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念、同和対策審議会答申の精神、部落差別のない社会の実現をめざす部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)等にとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい小郡市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の課題)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、市民及び関係団体と協力のうえ推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査、意識調査等を行うものとする。

(相談体制の充実)

第 5 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第 6 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と連携のうえ、人権教育及び人権啓発を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

- 第8条** 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項について調査審議するため、小郡市部落差別撤廃・人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

- 第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(小郡市同和对策長期計画策定委員会条例の廃止)

- 2 小郡市同和对策長期計画策定委員会条例(昭和49年小郡市条例第29号)は、廃止する。

附 則 (平成30年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

小郡市人権・同和教育基本方針

昭和 50 年 3 月 25 日策定

昭和 61 年 2 月 18 日改正

平成 15 年 2 月 19 日改正

平成 30 年 3 月 22 日改正

日本国憲法は、生命の尊重、自由および幸福追求に対する国民の基本的人権の尊重を規定し、さらに、すべての国民は法の下に平等であることを保障している。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に関わる人権問題等が存在しており、基本的人権がすべての国民にひとしく保障されているとはいいがたい。

とくに同和問題は、過去の封建的政治体制のなかで意図的に作りだされた身分制度に由来するものであり、明治の解放令後、身分制度はなくなったが、実質的には解決されなかった。そのため、昭和 40（1965）年に同和対策審議会答申が出され、今日まで多くの取り組みがなされ、生活環境の改善や子どもたちの学力や進学率の向上などにおいて一定の成果を上げてきた。しかし、なお教育や就労などにおける格差や最も根深い結婚問題を中心に、依然として重要な課題が残されており、情報化の進展に伴う人権侵害も新たに生じている状況にある。

この同和問題を早急に解決することは、国および地方公共団体の責務であり、国民的課題である。このことは同和対策審議会答申にも明示されており、平成 28（2016）年には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されている。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のためにも、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「部落差別の解消の推進に関する法律」等をはじめとする人権に関する法令の目的を踏まえた教育を推進していくことが極めて重要である。

人権・同和教育は、人権尊重の精神に徹し、部落差別をはじめあらゆる差別に対する科学的認識にたって、真に差別をなくしていく意志と実践力をもった人間の育成をめざすものである。

本市においても同和対策審議会の答申後、関連する法律をうけて同和対策事業・市民啓発・同和教育の推進を通し、同和問題の解決に市をあげて取り組んできたところである。しかし、ねたみ差別や差別意識の潜在化、差別身元調査、同和地区に対する忌避意識など、部落差別はなお根強く存在している。また、国際化、情報化、少子高齢化、科学技術の進展、環境問題など社会の急激な変化に伴って、人権にかかわる新たな問題も生じてきている。

これらの解決のために、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、これまでの同和教育や啓発活動の成果と手法への評価を踏まえつつ、被差別の側に立たされた人々はもちろんのこと、すべての人々の人権が尊重される社会の確立に向けた人権・同和教育をさらに推進していくべきであると考えられる。

ここに、小郡市教育委員会は、人権・同和教育に対する責務の重大さを自覚し、日本国憲法および教育基本法の本質にのっとり、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「部落差別の解消の推進に関する法律」等をはじめとする人権に関する法令の趣旨並びに本市における人権・同和教育の現状と課題にもとづき、その基本方針を次のように定める。

- 1 すべての学校（幼稚園・保育園等を含む）および地域社会（職場を含む）において、部落差別をはじめとするあらゆる差別の実態に学び、人権・同和教育を積極的に推進し、すべての市民が人権・同和教育に対する認識を深め、みずからの課題としてその解決にあたるようにつとめる。
- 2 学校教育においては、すべての教育活動の基盤に人権・同和教育を位置づけ、学校が教師の主体的な取り組みによって指導方針を確立し、これを積極的かつ具体的に展開するようにつとめる。
 - (1) 同和地区の子どもたちをはじめとする、被差別の側に立たされた子どもたちの発達と教育の機会がさまたげられている実態を正しく把握し、無限の可能性を伸ばし、社会的自立の力が育つよう教育内容と相談・支援体制を充実し、学習権と進路の保障につとめる。
 - (2) すべての子どもたちが、真に「人間の尊さ」を知り、部落差別をはじめあらゆる差別に対する科学的認識をもち、差別をゆるさない民主社会の主体的な形成者となるようその育成につとめる。
 - (3) 教育の機会均等をはばみ、学習をさまたげる要因を排除するとともに、すべての子どもたちへの教育効果を高めるため、家庭・地域と連携しながら人的・物的教育条件の整備につとめる。
- 3 社会教育においては、同和教育をはじめとするあらゆる人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の立場に基づく明るい民主社会の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携した「人権のまちづくり」を推進し、計画的・継続的に人権・同和教育の活動が充実するようつとめる。
 - (1) すべての社会活動および社会教育関係団体等の諸活動に、人権尊重・合理的な生活態度・社会連帯意識などを高める学習内容を取りいれるとともに、部落差別をはじめあらゆる差別に対する科学的認識を深めるための啓発活動を積極的に推進する。
 - (2) 市民の自主的、組織的な人権・同和教育の活動を促進し、市民みずからが教育・文化水準を向上しうるような学習の機会を保障するようにつとめる。
 - (3) 日常生活の中から、人権・同和教育との関連をふまえ、学習内容・学習方法の工夫改善につとめ、人権・同和教育の充実と日常化をはかる。
- 4 人権・同和教育を積極的に推進するためには、すぐれた指導者を得ることが緊要である。そのため広く市民の中から部落解放への意欲と実践力にとむ指導者の育成をはかるとともに、人権・同和教育研究団体の育成につとめる。

この方針の実施にあたっては、関係機関団体との連携をはかり、本市の実情に即した長期的な施策を策定し、もって所期の目的の達成につとめる。

第2次小郡市人権教育・啓発基本計画

発 行 小郡市保健福祉部 人権・同和対策課
小郡市教育委員会 人権・同和教育課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地1

電 話 0942-72-2111(代表)

F A X 0942-72-2132

2017 (平成 29) 年 4 月発行